

オープンストリートマップの活動を 踏まえたデータの使いやすさ、使 いにくさ



OpenStreetMap Foundation Japan

事務局長 東 修作

2012年6月8日

Agenda



1. OpenStreetMapとは
2. データ利用可否判定クイズ
3. 国内法のミッシングリング
4. ODbLについて
5. オープンな使いやすいデータの例

1

1. OpenStreetMapとは



「自由な」地理情報データを作成することを目的とした
2004年開始の世界規模プロジェクト
イギリスが発祥、ユーザ数約60万(2012/5現在)
現在のライセンスはCC BY-SA2.0

地図表現とデータは完全に分離されており
前者のライセンスはCC BY-SAでカバーされているが
後者は十分にカバーされていないことから
ライセンスをODbL(OpenDatabase Licence)に移行中

2

Agenda



1. OpenStreetMapとは
2. データ利用可否判定クイズ
3. 国内法のミッシングリング
4. ODbLについて
5. オープンな使いやすいデータの例

3

2. データ利用可否判定クイズ

OSMにデータを投入するにあたっては、現地に行ってGPSロガーや自分の目で集めた情報を利用することが推奨されていますが、名前が見えるところに書かれていない場合などにやむなく元データを外部から収集する場合のコミュニティ内部の指針(案)です。専門家のレビューを受けていないので認識誤り等にお気づきの際はinfo(at)osmf.jpまでお知らせ頂ければ幸いです。

4

2. データ利用可否判定クイズ

ケース1:

お店でもらったレシートに書かれた店名などをOpenStreetMapに転記

判定:◎

理由:著作権保護対象外の事実情報であり、公開された情報である。

5

2. データ利用可否判定クイズ

ケース2:

お店のウェブサイトに書かれた店名などを転記

判定:◎

理由:著作権保護対象外の事実情報であり、公開された情報である。

6

2. データ利用可否判定クイズ

ケース3:

自分の知っている(場所が分かっている)お店についてのブログ記事の写真からお店の名前などを転記

判定:○

理由:写真であってもそこに写った店名などは著作権保護対象外の事実情報であり、公開された情報である。ただし、写真の利用ライセンスが明確でないものを許諾なしに転記することは、トラブルを避けるために推奨はしない。

7

2. データ利用可否判定クイズ



ケース4:

登録した店の名前が思い出せなかったのでグーグル・ストリート・ビューで探して転記

判定: △ (許諾が得られない限り利用しない)

理由: 写真であってもそこに写った店名などは著作権保護対象外の事実情報であり、公開された情報である。ただし、我々が重視している位置情報と連動した情報なので許諾なしに転記すべきではない。情報が古い可能性もある。

8

2. データ利用可否判定クイズ



ケース5:

Google Maps上にマッシュアップされたトイレマップのデータを形式を変換してインポート

判定: ×

理由: トイレの名前やその他属性は事実情報であり、公開された情報である。しかし、我々が重視している位置情報と連動した単一ではない情報なので許諾なしに転記してはならない。

9

2. データ利用可否判定クイズ



ケース6:

(逆)ジオコーディングサービスで得た位置や住所情報

判定: ×

理由: 我々が重視している位置情報と連動した情報なので許諾なしに利用・転記してはならない。

10

2. データ利用可否判定クイズ



ケース7:

GPSロガーのマップマッチング機能を利用して取得したGPSTラック

判定: ×

理由: 我々が重視している位置情報と連動した情報なので許諾なしに利用・転記してはならない。

11

2. データ利用可否判定クイズ



ケース8:

個人住宅の表札を転記

判定: ×

理由: 個人情報に該当する可能性が高いので、我々は取り扱うべきでない。

12

2. データ利用可否判定クイズ



ケース9:

災害時、自治体の避難所情報を転記

判定: △

理由: 「コンテンツには著作権があるのでその利用には許可が必要」と書かれたサイトがほとんどである。許可が得られるまで利用すべきでない。

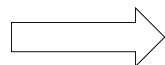
13

2. データ利用可否判定クイズ



自治体サイトの著作権注記例:

- ・「A県ホームページ」に掲載されている個々の情報(文章, 写真, イラストなど)は, 著作権の対象となっています。また, 「A県ホームページ」全体も編集著作物として著作権の対象となっており, とともに著作権法により保護されています。
- ・「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き, 無断で複製・転用することはできません。



掲載されたデータを利用する場合には確認が必要

14

2. データ利用可否判定クイズ



2011/3震災後の避難所情報利用可否問合せ結果

県	市町村	問合せ(初回)	OK	回答日
青森県	青森市	2011/3/21		
	八戸市	2011/3/24		
岩手県	盛岡市	2011/3/21	○	2011/3/25
	盛岡市	2011/3/21	○	2011/3/21
宮城県	塩竈市	2011/3/24		
	気仙沼市	2011/3/24		
	栗山町	2011/3/24	○	2011/3/25
	涌谷町	2011/3/24	○	2011/3/24
	玉置町	2011/3/24	○	2011/3/24
	塩釜市	2011/4/8	○	2011/3/25
	仙台市	2011/3/24		2011/4/5
	多賀城市	2011/3/24		
	角田市	2011/3/24		
	登米市	2011/3/24		
	大崎市	2011/3/24		
茨城県	山元町	2011/3/24		
	美里町	2011/3/24		
	松島町	2011/3/24		
	七ヶ浜町			
	利根町			
山形県	加美町			
	加美町	2011/3/21	○	2011/3/25
福島県	郡山市	2011/3/21		2011/3/25
	福島市	2011/3/24	○	2011/3/25
茨城県	二本松市	2011/3/24		
	水戸市	2011/3/21	○	2011/3/21
新潟県	新潟市	2011/3/21		
千葉県	千葉市	2011/3/21		

注) 批判の意図はありません

OK回答は9/30

15

Agenda



1. OpenStreetMapとは
2. データ利用可否判定クイズ
3. 国内法のミッシングリング
4. ODbLについて
5. オープンな使いやすいデータの例

16

3.国内法のミッシングリング



我々は他の地理データベースには特別の注意とレスペクトを払っているが国内での法的な根拠はあいまい

- ・著作権の拡大解釈
- ・不法行為法

- そろそろ「著作権」とは別の「データベースの権利」を考えるべきでは？
- その上で誰でも使えるデータの位置づけを明確にしては？
- 政府・自治体のデータで公開して良いものには予め利用しやすいライセンスを付与して欲しい(CC BYなど)

17

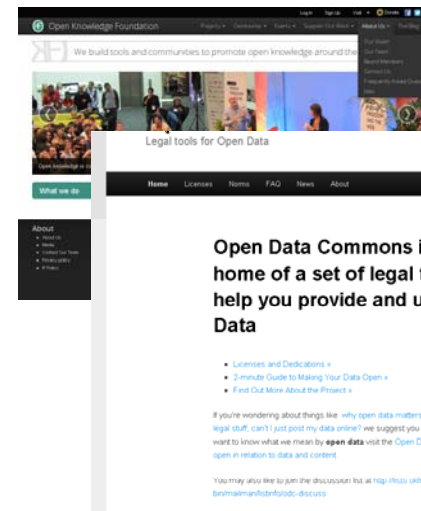
Agenda



1. OpenStreetMapとは
2. データ利用可否判定クイズ
3. 国内法のミッシングリング
4. ODbLについて
5. オープンな使いやすいデータの例

18

4.ODbLについて



Open Knowledge Foundation
2004年に設立。拠点は英国
あらゆる知識をオープンに



サブプロジェクト

Open Data
Commons

<http://okfn.org/>

<http://opendatacommons.org/>

19

4.ODbLについて



ODbL 平易な言語による要約

これはODbL 1.0ライセンスの一般の人に読みやすいようにした要約です。下段の免責条項を参照してください。

あなたは以下の条件に従う場合に限り、自由に:



共有(Share): データベースを複製、頒布及び利用することができます。



作成(Create): データベースから二次的著作物を作成することができます。



翻案(Adapt): データベースへの改変、変形及び加工ができます。

<http://opendatacommons.org/licenses/odbl/summary/>

注)日本語訳は暫定版²⁰

4.ODbLについて



あなたの従うべき条件は以下の通りです:



表示(Attribute) あなたはODbLで指定された方式に従い、データベースのあらゆる公開利用やデータベースからの二次的著作物について、原作者のクレジット表示をしなければなりません。あらゆるデータベースの再頒布、あるいはその二次的著作物の利用に対して、あなたはデータベースのライセンスを相手に明確にし、オリジナルデータベース上のいかなる通知も完全に保持しなければなりません。



継承(Share-Alike) もしあなたがこのデータベースのいかなる翻案されたバージョンであれ、あるいは翻案されたデータベースの二次著作物であれ、公開して利用するならば、あなたはその翻案されたデータベースもODbLのもとに提供しなければなりません。



オープンであり続けること(Keep open) もしあなたがデータベース、あるいはその翻案されたバージョンを再頒布するならば、あなたは、その著作物を制限する(DRMのような)技術的手段を、あなた自身もそのような手段を持たないバージョンを再頒布する限りにおいて、利用しても構いません。

<http://opendatacommons.org/licenses/odbl/summary/>

注)日本語訳は暫定版²¹

4.ODbLについて



キーワード1: substantial(実質的(暫定訳))

- ◆EUのデータベース指令で使われている用語で、スイ・ジェネリス権の保有者は、そのデータベースの全体又は実質的な部分について一部又は全部を抽出、再利用する行為を差し止める権利を持つことができる。
- ◆OSMでは例えば100件以下の地物を1回だけ抽出して、あるプロジェクトで利用することは実質的で無いと考える案が提案されている。

http://wiki.openstreetmap.org/wiki/Open_Data_License/Substantial_-_Guideline

参考 <http://current.ndl.go.jp/ca1155>

22

4.ODbLについて



キーワード2: Derivative Database (派生データベース(暫定訳))

- ◆派生データベースを何であれ配布したり、公開する場合は、派生データベースはOSMデータと同じライセンス(ODbL)の下に置かなければならない。
- ◆データを受け取ったり、それから作成された作品を閲覧したり、そのサービスを利用した人であれば誰にでも、その要求に応じて、派生データベースを利用可能にしなければならない。

http://wiki.openstreetmap.org/wiki/Legal_FAQ/ODbL

23

4.ODbLについて



キーワード3: Collective Database (集合データベース(暫定訳))

- ◆派生データベースと区別するための概念。
- ◆OSMと他の地理データを混ぜて使うと、その全体にODbLを適用しなければならない(継承)が、別個のデータベースとして存在し、名前や住所などでゆるやかにつながっている場合は、集合データベースととらえ、その全体にODbLを適用する必要は無い。

http://wiki.openstreetmap.org/wiki/Legal_FAQ/ODbL

24

4.ODbLについて



キーワード4: Produced Work(製作著作物(暫定訳))

- ◆(派生)データベースと区別するための概念。OSMでは絵柄としての「地図」などを指す。
- ◆データベースでは無いのでODbLの利用条件は及ばない。
- ◆例えばOSMのデータベースを元に派生データベースを作った場合、ODbLの利用条件に従う必要があるが、そこからさらに独自デザインの「地図」を作成した場合、「地図」の利用ライセンスは自由に決められる。

http://wiki.openstreetmap.org/wiki/Open_Data_License/Produced_Work_-_Guideline

25

Agenda



1. OpenStreetMapとは
2. データ利用可否判定クイズ
3. 国内法のミッシングリング
4. ODbLについて

5. オープンな使いやすいデータの例

26

5.オープンな使いやすいデータの例



福井県鯖江市: Dataシティさばえ

- ◆2012/2月頃、市の施設などの位置情報をマシンリーダブルな形式で公開。
 - ◆ライセンスはCC BY。
 - ◆アプリコンテストも開催し、公開データから様々な用途に使えることを実証。
- 一般的なライセンスが明示されているのでOSMにとっても使いやすい。

<http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=11552>

27

まとめ



データベースの権利に関する論議と法整備
および政府・自治体の持つデータの利用
推進を期待します。

ご清聴ありがとうございました。